

聖心女子大学オープンアクセス方針

2020年1月8日 学術リポジトリ運営委員会

2020年1月17日 図書館委員会

2020年2月25日 教授会承認

(趣旨)

1. 聖心女子大学は、本学に在籍する教員（以下「教員」という。）によって得られた研究成果に対する学内外からの自由な閲覧を保証することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすために、オープンアクセスに関する方針を以下のように定めるものとする。

(定義)

2. 本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - (1) 公的研究資金とは、競争的研究資金、公募型の研究資金等をいう。
 - (2) 研究成果とは、出版社、学協会、学内部局等が発行した出版物に、学術雑誌論文、会議発表論文、及び紀要論文等として掲載された学術情報をいう。

(研究成果の公開)

3. 聖心女子大学は、公的研究資金を用いた研究による成果を含めた教員の研究成果（以下「研究成果」という。）を、聖心女子大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は聖心女子大学には移転しない。

(適用の例外)

4. 著作権その他やむを得ない理由で公開が不適切であると判断された場合、聖心女子大学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

5. 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(研究成果の提出とリポジトリへの登録)

6. 研究成果の発行版がリポジトリでも公開可能である場合、聖心女子大学は当該発行版をリポジトリに登録することができる。出版社が発行版の公開は禁じているが著者版の公開を許している場合、研究成果の公開に同意した教員は、著者最終稿等の電子データを、できるだけすみやかに聖心女子大学へ提出する。リポジトリへの登録・公開、公開

後のデータ利用等、リポジトリに関わる事項は、「聖心女子大学学術リポジトリ運用要項」に基づき取り扱う。

(その他)

7. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附則

この方針は、2020年4月1日から施行する。